

☆京都ウエストワイズメンズクラブ会則

会 則

(2014年3月13日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条(名称とモットー)

- 1 この組織は、京都ウエストワイズメンズクラブ(以下「当クラブ」という。)と称し、ワイズメンズクラブ国際協会に正式に加盟し、その管轄と西日本区の指導の下にあり、その会員をワイズメン(Y' s MEN) という。
- 2 ワイズメンズクラブは、地域社会とYMCAへのサービスクラブであり、そのモットーは「強い義務感を持つ。義務は全ての権利に伴う」である。
- 3 当クラブには、その活動を支援するとともに、独自の事業を計画実施することを目的として、会員又は元会員の夫人をもって組織するウエストメネットクラブを設ける。

第 2 条(目的)

当クラブの目的は、次のとおりである。

- (1) 個人にも、また協同の行為にしても、その奉仕活動を通じて、地域社会やYMCAの活動を支援する。
- (2) 地域社会や国際的な問題に関心を持ち、一党一派に偏しない正義を追求する。
- (3) 社会・経済・宗教・地域・国際などの諸問題について会員を啓発し、これを積極的に参加させる。
- (4) 健全な交友関係を作り出す。

第 3 条(運営の原則)

- 1 当クラブは、特定の個人の利益を目的とする事業は行わない。
- 2 当クラブは、特定の政党のための政治活動を行わない。

第 4 条(事業)

当クラブは、その目的の達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員の個人的研鑽及び各地ワイズメンとYMCA会員の相互の友好を深める行事の開催事業
- (2) YMCAに関する研究並びに発達改善に対する研究、助成事業
- (3) 地域社会に対する奉仕、及び青少年問題に関する事業
- (4) 国内、国外のワイズメンズクラブとの交流提携事業
- (5) その他、当クラブの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員及び会費

第 5 条(会員の資格)

- 1 成人男女は、当クラブの会員となる資格を有し、何人も人種、信仰、出身国等の故に、会員となる資格を拒まれることはない。
- 2 当クラブに入会を希望する者は、別に定める所定の手続によって入会することができる。

【第2項 別の定め】細則第2条～第6条

第 5 条の 2 (広義会員)

正当な理由によりクラブの会合に規則正しく出席することが困難であると認められる会員は、役員会の決定及び理事の承認を経て、広義会員となることができる。

第 5 条の 3 (功労会員)

永年にわたりその功績著しい者には、理事に届け出て、功労会員の地位を贈ることができる。

第 5 条の 4 (特別メネット)

ワイズメンの夫人以外で、メネットとして入会を希望する者は、役員会の決定を経て特別メネットとなることができる。

第 6 条(会員の職業分類)

当クラブの会員は、職業分類ごとに、一業種 2 名以内を原則として、できる限り多くの職業分野にわたるよう努めるものとする。

第 7 条(入会金及び会費)

- 1 当クラブの会員は、入会に際して、次のとおり入会金を納め、毎月所定の会費を納入しなければならない。

入会金	20,000 円
会費(月額)	16,000 円
- 2 前項の入会金には、西日本区入会金相当額が含まれ、会費には、国際会費、アジア地域会費、西日本区費、部会費及び YMCA の維持会費が含まれる。
- 3 当クラブを退会し 1 年を超えた後に再入会した会員は、西日本区入会金相当額を納入するものとする。
- 4 臨時会費、ゲスト会費、メネット会費、功労会員会費等については、必要に応じ役員会において決定する。
- 5 YMCA のワイズメンズクラブ連絡主事 1 名(以下連絡主事という)の会費は、免除す

る。

- 6 特別メネットの会費は、月額 2,000 円及び西日本区費相当額とし、その他の費用については、必要に応じ役員会において決定する。

第 8 条 (YMCA 会員)

当クラブの会員は、京都キリスト教青年会会則の定めるところによる京都 YMCA の維持会員 A となり、京都 YMCA の定める維持会費を第 7 条第 2 項により負担し納入する。

第 9 条 (会員の義務と権利)

- 1 当クラブの会員は、常に次のことを自主的に心がけなければならない。
 - (1) 例会その他の会合には必ず出席するよう努めること。
 - (2) 会合の時間を正確に守ること。
 - (3) 委員その他の担当職務を積極的に遂行すること。
 - (4) 常に新会員の獲得と、当クラブの PR に努めること。
 - (5) 会費その他の支払金を速やかに納入すること。
 - (6) 当クラブの会員にふさわしい品位と信用の保持に努めること。
- 2 当クラブの会員は、例会、大会その他の全ての公式会合に、出席することができ、ワイズメンズクラブ国際バッジを着装することができる。

第 10 条 (会員等の呼称)

当クラブにおいては、会員を「メン」又は「メンバー」、その配偶者を「メネット」、その子供を「コメット」又は「ワイズリング」と称する。

第 11 条 (退 会)

- 1 退会を希望する会員は、退会を希望する日の 1 ヶ月前までに退会願を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 2 退会を認められた者は、退会の日属する月までの会費納入等の義務を履行しなければならない。

第 12 条 (会員の除名)

- 1 当クラブの会員が次の一つに該当するときは、役員会の決議により除名することができる。
 - (1) 定例会(役員会及び事業委員会を除く)に連続して 2 回以上無断欠席した場合
 - (2) 定例会(役員会及び事業委員会を除く)に連続して 3 ヶ月以上出席及びミーティングしなかった場合
 - (3) 3 ヶ月以上会費納入の義務を履行しなかった場合
 - (4) 当クラブの名誉を著しく傷つけた場合

- (5) その他当クラブの会員として不適格と認められた場合
- 2 除名処分を受けた者は、速やかにワイズメンズクラブ国際バッジを返却しなければならない。

第 3 章 会 合

第 13 条(総 会)

当クラブに全会員を構成員とする総会を置く。

第 14 条(総会の議決事項)

次の事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の改定、諸規則、諸規定の制定及び変更、廃止
- (2) 事業報告書及び収支決算報告書の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (4) 役員を選任の承認
- (5) その他特に重要な事項

第 15 条(総会の種類)

- 1 総会は、定時総会及び臨時総会の二種類とする。
- 2 定時総会の開催時期及び付議事項は、次のとおりとする。
 - 7月又は8月 前年度事業報告及び前年度決算報告の承認
 - 1月 次々期会長・次期三役の承認
 - 1月又は2月 上半期会計報告の承認
 - 3月 次期事業委員長の承認
 - 6月 次年度事業計画案・予算案の承認
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は全会員の3分の1以上が会議の目的事項を示して、請求したときに開催する。

第 16 条(総会の成立)

- 1 総会の定足数は、会員の3分の2以上とし、議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 2 前項の場合、議長又は他の会員を代理人として委任状を提出した会員は、出席者として取扱う。
- 3 総会の議長及び書記は、会長及び書記が務めるが、会長は、総会の承認を得て他の会員を指名することができる。

【第2項 委任状】参考様式

第 17 条(例会)

- 1 当クラブは、別に定めるところにより、原則として、毎月 2 回、第 2 木曜日（第一例会）及び第 4 木曜日（第二例会）に定例会を開く。
- 2 会員は、例会に出席しなければならない。ただし、前月の例会の翌日から翌月の例会日の前日までの間に、別に定めるメーキャップ(Make-Up)を果たし、書記に報告した場合は例会に出席したものとみなす。

【第 1 項 別の定め】細則第 7 条～第 9 条

【第 2 項 別の定め】細則第 21 条第 2 項第 1 号～第 4 号

第 4 章 役員及び役員会

第 18 条(役員の種類と構成)

- 1 当クラブに、次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 2 名以内、次期会長 1 名、直前会長 1 名、書記 2 名以内、会計 2 名以内、事業委員長若干名。
- 2 当クラブの運営上、必要と認める場合は、役員会の決定により、三役又は三役以外の役員として、幹事を置くことができる。

第 19 条(役員を選任)

役員を選任に関しては、別に定める。

【別の定め】細則第 10 条

第 20 条(役員の任期)

役員の任期は、毎年 7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとし、再任を妨げない。

第 21 条(役員の仕事)

- 1 会長は、当クラブを代表し、会務を総括し、総会及び役員会、三役会を招集して、原則としてその議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の委任により、会長を代理し、会長に事故あるときは、会長の仕事を代行する。
- 3 前 2 項のほか、役員の仕事は、別に定めるところによる。

【3 項 別の定め】細則第 11 条～第 17 条

第 22 条(三役会)

- 1 会長、副会長、書記、会計及び直前会長によって、三役会を構成する。
- 2 三役会は、三役間の連絡調整を行い、役員会に提出する議案を整理作成するため、会長

が必要に応じて随時召集する。

第 23 条(役員会)

- 1 役員会は、役員によって構成し、会務を決定する。
- 2 役員会は、毎月 1 回定例に開き、必要な時には臨時に召集する。
- 3 役員会の定足数は、役員の 3 分の 2 以上とし、議事は出席役員の過半数をもって決する。
- 4 前項の場合、議長若しくは三役又は他の委員を代理人として委任状を提出した役員は、出席者として取扱う。
- 5 役員会には、会員のすべてが自由に出席し、意見を述べることができるが、議決権は有しない。ただし、委員長の代理人として出席した場合には、議決権を有する。
- 6 役員会の議長及び書記は、当クラブの会長及び書記が務めるが、会長は、役員会の承認を得て他の会員を指名することができる。
- 7 連絡主事は、役員会の構成員となるが、議決権を有しない。

【第 4 項 委任状】参考様式

第 23 条の 2(役員会の例会扱い)

クラブは、総会又は役員会の決定により、前条の役員会を、第一例会として取扱うことができる。

第 5 章 会 計

第 24 条(会計年度)

当クラブの会計年度は、7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 25 条(経 費)

当クラブの経費は、入会金、会費、特別会費及び寄附金、補助金並びに事業活動による収益金その他の収入をもってこれに充てる。

第 26 条(予 算)

- 1 当クラブの収支予算は、毎会計年度ごとに会長及び会計において編成し、役員会の承認を得て、総会の議決を得なければならない。
- 2 収支予算に重要な変更を加えるときも前項と同様とする。

第 27 条(収益金の管理)

事業活動によって生じた収益金は、ファンド特別会計として処理し、その用途等の管理については、ファンド資金管理規程その他の定めるところにより、役員会において決定する。

【ファンド資金管理規程】

【その他の定め】

細則第 18 条の 5、第 23 条、第 24 条など

第 28 条(会計報告)

会計は、毎会計年度の会計報告書を作成し、直前会長の監査及び役員会の承認を得た後、年度末から 2 か月以内に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

【参照】会則第 15 条第 2 項

第 6 章 会則の改定

第 29 条(会則の改定)

- 1 当クラブの会則は、総会に於いて 3 分の 2 以上の出席を得て、出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により改定することができる。
- 2 会則の改定は、国際憲法及び西日本区定款に違反するものであってはならない。

付 記

1979 年 11 月 25 日 設立総会において会則承認

1980 年 5 月 5 日 国際協会加盟認証状伝達式

1981 年 1 月 29 日 会則改正承認
7 月 9 日 第 7 条一部改訂
11 月 12 日 一部改訂承認

1987 年 1 月 22 日 第 1 条第 3 項追加

1988 年 4 月 28 日 第 5 条追加

1988 年 6 月 9 日 第 7 条第 1 項本文、会費一部改正

1989 年 6 月 8 日 第 7 条第 1 項 入会金、会費改正

1991 年 1 月 24 日 第 18 条第 2 項追加

1992 年 4 月 23 日 第 7 条 2 項、第 11 条 1 項、第 23 条第 4 項など改正

付 則 この会則の改定は 2004 年 7 月 1 日から発効する。

付 則 この会則の改定は、2007 年 4 月 21 日から発効する。

(第 5 条の 4 追加、第 7 条第 4 項追加)

付 則 この会則の改定は、2008 年 11 月 27 日から発効する。

(第 7 条第 1 項 入会金額改定)

附 則

この会則の改定は、2014 年 2 月 1 日から適用する。

(全面改定)